

消費者トラブル注意情報～令和8年9月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※¹をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和8年9月10日調査分)

商品・サービス	相談内容の例※ ²	助言
他の健康食品 (定期購入に関するトラブルなど)	SNSの広告を見て、1回限りのお試しのつもりでダイエット食品を購入した。定期購入契約になっているので初回で解約する場合は違約金が発生すると言われた。	ネット通販事業者は、申込時の「最終確認画面」に定期購入である旨や支払金額、契約期間等を表示することが法律で義務付けられています。そうした表示がなかったり、不実の表示や誤認を招く表示があったりした場合は、取消しの申し出ができる場合がありますので、申込時の画面や最終確認画面等をスクリーンショット等で保存するようにしましょう。 (参考)広島県消費生活センターホームページ
フリーローン・サウ金 (多重債務に関するトラブルなど)	息子がカード会社や消費者金融業者など複数社から借金をし、返済に悩んでいる。債務整理の方法を知りたい。	債務整理の方法には、任意整理、特定調停、個人再生、自己破産などがあります。借金が返せない場合は放置せず、早めに弁護士や司法書士などの専門家や専門機関に相談し、債務の整理を行いましょう。 また、安易なキャッシングや借金返済のための借入れは、絶対にやめましょう。家族による立替返済も、必ずしも本人のためになるとは限りませんので注意が必要です。困った時は最寄りの消費生活センターに相談しましょう。 (参考)広島県消費生活センターホームページ
駆除サービス (蜂の巣駆除に関するトラブルなど)	蜂の巣を取ってもらおうと駆除業者をスマホで検索した。基本料金3,000円と記載されていた業者に電話をしたが、作業後に高額な料金を請求された。	事前の提示額と実際の請求額が大きく異なる場合や、作業後に新たに別の契約を勧誘され締結した場合は、クーリング・オフが適用できる可能性があります。不本意な契約をしてしまった場合は、速やかに書面や電子メールなどにより業者へクーリング・オフを通知しましょう。困った時は最寄りの消費生活センターに相談しましょう。 (参考)広島県消費生活センターホームページ

※¹ 「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1)、(2)を比較して、

(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

※² 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト
[「よくある相談事例」](#) ⇒



○消費生活課公式 X ⇒



○電子メール相談：県サイト [電子メール受付](#) ⇒



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネイリー
～Stop the 泣き寝入り～



○電話相談：消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。
広島県消費生活センターは、082-223-6111(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

■10月は食品ロス削減月間～「もったいない」を意識しよう～

食品ロスを削減するには、消費者一人一人が「もったいない」を意識して行動することが大切です。この月間を通して、食品ロス問題を、日々の生活の中で我が事として捉え、削減に向けて行動していきましょう。具体的には、商品棚の手前から食品を取る「てまえどり」や、定期的な賞味・消費期限チェック等が挙げられます。

詳しくはこちら⇒ [広島県食品ロス削減ポータルサイト](#)